

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

**バルク貯槽等の20年検査対応における
廃棄・入れ替えに関する基準の徹底および残留ガスの調整について (お願い)**

バルク貯槽等の20年検査対応が本年度より本格化を迎えます。当協会としては、「全L協保安29第21号(平成29年7月18日付)」において、できる限り早目の20年検査対応を行っていただくよう周知をお願いしたところです。また、平成30年度の経済産業省の保安対策指針においても、「検査期限に余裕をもった対応を行うこと」や、「ガス事故・労働災害の発生に留意した作業等の実施」等が要請されています。さらに、保安確保の観点から「LPガスバルク貯槽移送基準(KHK S0840)」により移送にあたっては、計画的な消費調整を行い、バルク貯槽内部の残液量を減らすことが求められていますが、現状、計画消費が上手くいかずに多量の残液を残した貯槽が回収先に持ち込まれた事例も報告されています。

つきましては、標記の件に関しまして下記のとおりお願い申し上げますので、都道府県協会におかれましては、貴協会会員に対し、直接会員におかれましては、貴社の従業員や関係者等に対して周知徹底して頂きますよう宜しくお願いいたします。

記

1. 基準類の遵守・徹底について

バルク貯槽等の20年検査の対応方法としては、「検査を受ける」「新規のバルク貯槽等に入れ替える」「シリンダー容器に入れ替える」など、様々な対応手段があります。それらの対応手段を実施する際に遵守すべき基準・指針等について次の通りとりまとめいたします。

基準・指針等の内容を確認のうえ、従業員および業務委託先も含め保安教育を実施し、事故防止に努めて下さい。特に、バルク貯槽のくず化処理に関しては、業者に委託されると推察いたしますが、くず化指針の遵守が可能な業者への委託をお願いいたします。

実施する作業	基準・指針類
① バルク貯槽の移送	LPガスバルク貯槽移送基準(KHK S0840)
② バルク貯槽の告示検査	バルク貯槽の告示検査等に関する基準(KHK S0745) 付属機器等の告示検査に関する基準(KHK S0746) バルク貯槽及び付属機器等の告示検査前作業に関する基準(KHK S0841)
③ バルク貯槽のくず化	日団協 技術指針 「G液-002 バルク貯槽くず化指針」

内容の確認方法

KHK Sの作業基準書について 以下のサイト(セーフティーマネジメントサービス株式会社)より購入可能①は1700円、②は1800円

<https://secure01.blue.shared-server.net/www.stms.co.jp/purchase#!/category/29>

日団協指針について インターネットで確認可能

<http://www.nichidankyo.gr.jp/technology/standard/index.html>

2. 残留ガスの調整について

20年検査時に対応する際、バルク貯槽等の移送にあたっては、保安確保の観点から「LPガスバルク貯槽移送基準」により、計画的な消費調整を行いバルク貯槽内部の残液量を減らすことが求められています。また、撤去したバルク貯槽等の残留ガスの取り扱いは、現状、回収事業者の残ガス回収タンクに貯蔵し、自家消費や工業用の消費先等へ再利用されています（残留ガスの成分検査等による確認をしていなければ、液石法の一般消費者等への販売できません）。

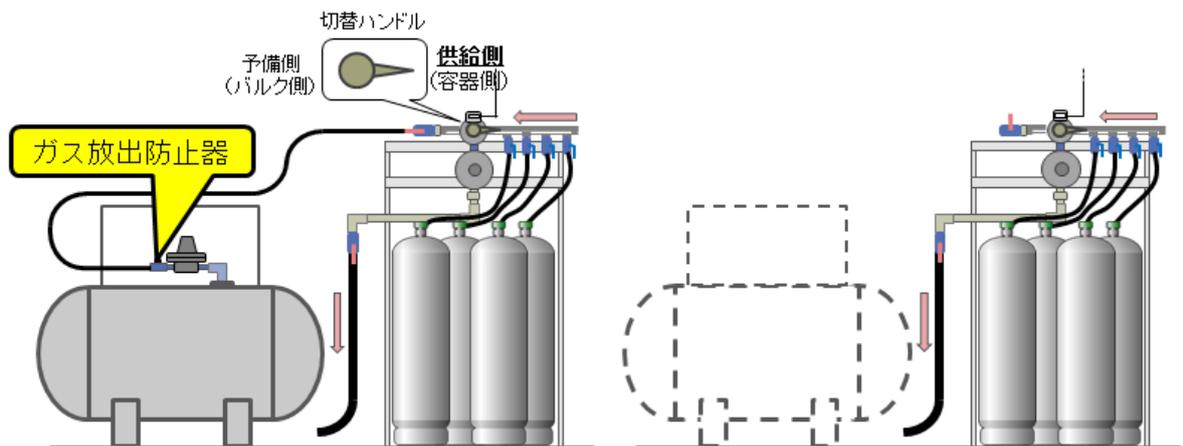
ただし、以上の消費用途は限られており、今後、20年検査等の対応の本格化により、残留ガスの入ったバルク貯槽が回収先に持ち込まれ、有効に消費しきれずに、燃焼廃棄する可能性が予想されています。また、平成10年から平成28年に生産されたバルク貯槽等全てから、仮に50%の残留ガスが廃棄されたとすれば、業界全体での経済損失は約270億円相当になります（全シ協試算）。

このようなことから、バルク貯槽等の撤去時には残留ガスをできる限り少なくしておくことが求められます。しかし、現状においては、撤去時に80%を超える残留ガスが残っているケースもあります。残留ガス対策としてとして、次の点を参考に計画的な残留ガス調整の実施くださいますようお願いいたします。

【計画的な残留ガス調整の手段】

- 配送会社・配送担当者への工事日の確実な連絡
- 現地のバルク貯槽等に「残量調整中」等のシールを張り付け見える化
- シリンダー容器による仮設供給ユニット（※）の設置 等

※ 仮設ユニットのイメージ



以上

以上

(送信手段：Eメール)

(担当：高木・渡辺・片岡)